

島本町教育委員会 会議録（平成28年第2回 定例会）

日 時	平成28年2月9日（火） 午前9時30分～午前11時35分
場 所	島本町役場 地階 第四会議室
出 席 者	岡本教育長、新井委員、中川委員、高岡委員
委 員 及 び 事 務 局 職 員	北河部長、頼田次長兼教育推進課長、川畑次長 （教育総務課）島村課長、宮里主幹、高島参事、藪内係長、瀧本、中谷 （教育推進課）畑参事、西井参事 （子育て支援課）齊藤課長、今田係長 （生涯学習課）吉田課長、南田参事
欠 席 者	坂東委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	<p>第3号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>第4号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について</p> <p>第5号議案 平成27年度教育費補正予算（案）について</p> <p>第6号議案 平成28年度教育費当初予算（案）について</p> <p>第7号議案 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について</p> <p>第8号議案 平成28年度町立学童保育室の入室決定について</p> <p>第1号報告 教育課程特例校の指定について</p> <p>第2号報告 平成28年度町立幼稚園及び保育所の応募状況について</p> <p>第3号報告 平成28年（平成27年度）島本町成人祭の実施結果について</p> <p>第4号報告 いじめ対応の進捗状況について</p> <p>第5号報告 懲戒免職処分取消請求事件に係る判決について</p> <p>第9号議案 教職員（管理職）人事について</p> <p>第10号議案 教育委員の辞職について</p>
議 決 事 項	第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長

本日、坂東委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席委員は3名です。

定足数を満たしておりますので、平成28年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、中川委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、中川委員に決定いたしました。

よろしく願います。

第3号議案「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

改正理由といたしましては、保育士の定義に国家戦略特別区域限定保育士を追加するため、所要の改正を行うものです。

まず、国家戦略特別区域限定保育士につきましては、平成27年通常国会で成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、資格取得後3年間は当該自治体のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「国家戦略特別区域限定保育士」となるための試験制度が創設されたことに伴う新たな資格となります。

大阪府におきましても、保育士確保の取組の一つとして、「国家戦略特別区域限定保育士事業」を活用した保育士試験を、全国で行われる試験に加え、2回目の試験として平成27年10月に実施されました。当試験の合格者は、国家戦略特別区域法に基づく「国家戦略特別区域限定保育士」と法令上位置づけられます。試験の合格発表が1月末にあり、3月中旬頃に保育士の登録が終わりますと、保育士として就業することが可能となります。

これを受け、本町においても、関係する本条例において保育士の定義に国家戦略特別区域限定保育士を追加する改正を行うものでござい

ます。

改正内容については、各条例における保育士の定義の後ろに、国家戦略特別区域限定保育士を加えるものです。

施行期日については、公布の日からとします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

国家戦略特別区域限定保育士について、今までの保育士との違いは何でしょうか。

子育て支援課長

今までの保育士は、資格取得後すぐに全国で就業することが可能ですが、国家戦略特別区域限定保育士につきましては、資格取得後3年間は採用された自治体でしか就業することができないものとなっています。

なお、4年目からは今までの保育士と同じく全国で就業することが可能となります。

委員

そのような資格を新たに作るメリットは何でしょうか。

子育て支援課長

大きなメリットとしましては、保育士不足の解消があげられます。通常、保育士の資格試験については年に1度しかございませんが、限定条件をつけたうえで2回目の試験を実施することにより、保育士を確保しようとするものです。今年度は神奈川県、大阪府、千葉県、沖縄県の4府県が試験を実施いたしました。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第4号議案「島本町立学童保育室設置条例の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

改正理由につきましては、児童福祉法改正による条ずれ等を改正し、学童保育室の定員の規定について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、児童福祉法の改正により条ずれが生じているとともに、学童保育室の設置の根拠として、適切な児童福祉法の条文に改めるものです。また、学童保育室の総定員につきましても、「島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定めている基準に則した形に改めるものです。

施行期日については、平成28年4月1日とします。

現行の第1条では設置の根拠として、放課後児童健全育成事業の説明が定義されている児童福祉法第6条の2を引用しておりますが、現在は法改正に伴い第6条の3に条ずれしています。

また同法第34条の8第1項には「市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。」と定められており、設置の根拠として、こちらの方がより適切な表現ということで改正するものです。

さらに、第2条第2項の定員につきましては、平成18年に160人から実態に合わせて220人と改正いたしましたが、そこから10年経過し、現在は、300人を超えて入室しております。平成26年10月に制定した「島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第11条第2項には、児童1人あたりの専用区画の面積を1.65平方メートル以上と定めており、定員と児童1人あたりの面積で算出した人数の上限と2つの基準が存在しておりましたが、今回、基準条例に基づくように法的に整理するものです。

なお、具体的な許容人数については、島本町学童保育室設置条例施行規則に定めることとなり、条例の基準に照らしますと、現在、第一学童保育室と第二学童保育室は76人、第三学童保育室は70人、第四学童保育室は88人となります。

後ほど第5号議案の補正予算の中でご説明いたしますが、第一学童保育室、第二学童保育室及び第三学童保育室については、年度末までに余裕教室を各一室ずつ増室する予定であり、増室後の許容人数は第一学童保育室と第二学童保育室がそれぞれ114人、第三学童保育室は108人となる予定であり、過密についても一定解消できるものと

考えております。第四学童保育室については現在、新棟設置に向けて設計を進めており、平成28年度中に補正予算を計上し、年度内に設置したいと考えております。

規則改正については現在、法規審査中でありますことから、次回の教育委員会定例会にて諮りたいと考えています。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

委員 今まで条例中の定員220人という文言が気になっていたのですが、実態に則した形となってわかりやすくなりました。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第5号議案「平成27年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 歳入につきまして、使用料及び手数料の幼稚園使用料で150万6千円を減額、府支出金の地域福祉・子育て支援交付金で868万7千円を増額、諸収入の雑入で59万4千円を減額、また、府支出金の児童福祉費補助金は子ども・子育て支援交付金に移行されたため、学童保育室運営補助金で2,243万1千円を、子育て支援拠点施設整備費補助金で12万8千円をそれぞれ減額、国庫支出金の児童福祉費補助金で1,127万9千円を、府支出金の児童福祉費補助金で1,127万9千円をそれぞれ増額し、歳入合計で658万6千円を増額するものです。

歳出につきましては、今回の補正予算が今年度の最終補正となることから、各種事業確定による減額が主なものとなっています。その他

につきまして、事務局費・訴訟等に関する事業における委託料44万7千円の増額は、控訴に対する弁護士費用着手金のためのものです。放課後子ども支援費・学童保育室運営事業における賃金560万2千円の減額は、当初見込んでいた臨時職員数よりも減となったことによるものです。放課後子ども支援費・学童保育室整備事業における需用費77万8千円の増額、工事請負費129万5千円の増額及び備品購入費の161万4千円の増額は、学童保育室の拡充に伴う施設整備に係るものです。小学校・学校管理費・学校運営事業における備品購入費108万9千円の増額、小学校・学校管理費・給食事業における需用費12万4千円の増額及び備品購入費11万8千円の増額並びに中学校・学校管理費・学校運営事業における備品購入費22万7千円の増額は、児童・生徒数の増加に対応するためのものです。小学校・学校管理費・第三小学校施設整備事業における委託料7,856万7千円の増額は、第三小学校の施設整備に関して、パブリックコメントの結果を踏まえ、整備案について設計を行うものです。社会教育総務費・社会教育総務事業における報酬15万円の減額及び負担金補助及び交付金6千円の減額並びに文化財保護費・文化財保護事業における報酬15万8千円の減額は、委員の出欠状況によるものです。歳出合計で6,289万2千円を増額いたします。

なお、小学校・学校管理費・第三小学校施設整備事業における委託料7,856万7千円の増額につきましては、今年度内に業務が終了しないため、繰越明許費として計上いたします。

子育て支援課長

学童保育室の拡充につきまして、第一学童保育室、第二学童保育室及び第三学童保育室は現在2室で運営していますが、各学校の余裕教室を利用することで、1室ずつ増やすこととなりました。そのため、床の張替えやエアコンの設置、その他備品の購入が必要となることから、この度の補正予算にて増額補正しています。

なお、第四学童保育室につきましては、新しくプレハブを追加することとしており、平成28年度内には設置する予定です。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

施設の整備事業全般についてですが、見積りが甘いように感じます。

教育総務課長 各種予算につきましては、当初予算要求時に課内で精査したのち、町の財政課でも精査し、なるべく不要額が出ないように調整はしていますが、施設整備に係る工事費の金額が大きいため、実際に入札等を行うと当初予算額よりも大きく金額が抑えられることがあります。

委員 施設が老朽化しているので、急な修繕が必要になるのもしかたないことだとは思いますが、老朽化や人数の増加など、当初から見込んで予算計上することはできないのでしょうか。

子育て支援課長 学童保育室の拡充につきましては、余裕教室の利用について学校と協議を続けていたところ、この度第一小学校、第二小学校及び第三小学校から1室ずついただけることとなりました。待機児童を1日でも早く解消するため、また大阪府も待機児童解消に力を入れており、事業費については補助金が全額出ることから、この度の補正予算にて対応することとなったものです。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第6号議案「平成28年度教育費当初予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 歳入総額は1億9,219万3千円、前年度と比べ、13億6,050万8千円の減額となっています。

大きな要因といたしましては、国庫支出金・国庫補助金・学校施設環境改善交付金に関して、第一小学校、第二小学校、第四小学校の耐震工事及び第二中学校給食棟設置工事といった大きな工事が終わったことから、昨年度に比べて大幅に減額となっていることがあげられます。

子育て支援課が執行する予算である民生費の歳入につきまして、使用料及び手数料のうち保育所使用料に関しては、子ども子育て支援新制度により保育料が改定となることから、減額となるものです。

歳出総額は8億8,530万3千円、前年度と比べ14億2,154万8千円の減額となっています。大きな要因としましては、第一小学校、第二小学校、第四小学校の耐震工事及び第二中学校給食棟設置工事が終了したことがあげられます。なお、第一中学校の耐震工事は平成28年度も引き続き行い、平成28年度中に終了する予定です。また、第三小学校については、平成27年度から平成28年度にかけて設計を行う予定です。

債務負担行為につきまして、新規に設定する事項は、町立小学校通学路防犯カメラ賃貸借に係る委託料で、通学路の安全確保のために、平成28年度から平成33年度の5年間、町全体で20台設置するものです。

平成28年度予算主要施策（案）には、総括的事項と各課別施策を記載しています。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

平成28年度教育費当初予算（案）総括表にある子育て支援課所管分の保育所施設耐震事業における工事請負費1,774万5千円についてですが、この金額で平成28年度内に工事が完了するのでしょうか。

子育て支援課長

第二保育所の耐震工事につきましては、2階の1部屋にブレースを設けるだけの大きな工事ではないので、平成28年度内に完了するものです。

委員

ブレースとは何でしょうか。

子育て支援課長

窓枠にはめる筋交いのことで、建物の強度を高めるものです。

委員

第二小学校北館トイレ改修事業の説明の部分で、トイレを廃止し、教室等に転用するとありますが、どういうことでしょうか。

教育総務課長

第二小学校北館トイレにつきましては、現在使用できない状況となっています。本来であれば元通りトイレとして使用できるように修繕するものですが、代替りのトイレがあり、トイレとして再度使用でき

るようにする必要がないので、教室ほどのスペースはありませんが、倉庫などとして使用できるよう整備するものです。

部長 補足ですが、現在使用不可となっているトイレは、北館の体育館側にあるトイレです。しかし、新館との接続部分にトイレがあることから北館トイレは必要がない状況となっています。学童保育室の確保も必要であることから、更衣室などに転用できるよう整備するため、予算計上いたしました。

委員 第四小学校の児童数が増えているのは聞いていますが、他の学校も増えているのでしょうか。

教育総務課長 小学校児童につきまして、平成27年5月1日現在で1,772名、うち第四小学校児童は431名です。平成28年5月1日現在における推計では全体で1,759名、うち第四小学校児童は475名となっており、全体としては微減ですが、第四小学校については増加しています。

委員 第四小学校児童が増加するという事は、それに伴って第一中学校生徒も増加するのでしょうか。

教育総務課長 中学校生徒につきまして、平成27年5月1日現在で第一中学校が326名、第二中学校が440名です。平成28年5月1日現在における推計では第一中学校が339名、第二中学校が456名となっており、全体的に増加しています。第四小学校児童の増加に伴い、今後第一中学校生徒が増加することは考えられます。

委員 生涯学習課所管の歳出において、社会教育費・史跡桜井駅跡管理費の前年度比81パーセント減となっている要因は何でしょうか。また、水無瀬離宮庭園等活用整備事業における委託料は、具体的に何を行うものでしょうか。

生涯学習課長 社会教育費・史跡桜井駅跡管理費につきましては、今年度JR線路との間にある柵が破損し、その改修工事を行うため補正予算を計上し、対応いたしました。工事については今年度で完了したため、平成28年度当初予算では例年計上している金額まで戻ったものです。水無瀬離宮庭園等活用整備事業における委託料につきましては、町立歴史文化資料館に移築した水無瀬離宮庭園の周囲に柵を設置するためものです。また、備品購入費につきましては、町指定文化財第6号に指定さ

れた「須恵器 大甕」の展示用台座を購入するためのものです。

委員 柵の設置は委託料になるのでしょうか。

生涯学習課長 柵の設置と合わせて、解説板の設置も行う予定であるため、委託料として計上しています。

委員 通学路の防犯カメラについては、設置する場所はもう決まっているのでしょうか。

教育総務課長 通学路に設置することは決めています。具体的な場所については決まっています。設置場所に関しては、大阪府警と協議し、専門的な意見を伺う予定です。

委員 P T A等の意見も聞いていただけるといいなと思います。

教育総務課長 通学路の安全に関しては、これまでも保護者等から様々な意見をいただいていますので、それらもふまえながら検討したいと思います。

部長 補足ですが、通学路の防犯カメラ設置については、高槻市がすでに実施しています。設置場所については、大阪府警や高槻警察といった防犯のプロの意見を取り入れたいと考えています。先日、島本町の通学路安全マップなどの資料をお渡しし、現在検討いただいているところです。

委員 平成28年度から平成33年度までとなっていますが、いつから始めるのでしょうか。

教育総務課長 具体的な日にちにつきましては未定ですが、およそ3か月の調整期間が必要であると考えられるため、年度途中からの開始となる見込みです。

委員 小規模保育事業所は平成28年度に開設するのですか。

子育て支援課長 小規模保育事業所につきましては、平成28年度上半期中に公募し、実際に事業所として開設するのは下半期となる予定です。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第7号議案「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

小学校5年生児童の結果につきまして、男女とも、全国の平均を下回る結果となりました。男子は、2.1ポイント、女子は、3.6ポイント低くなっております。

大阪府の担当者の説明会で、「大阪の課題」として説明がありました「反復横跳び」の種目については、本町でも全国平均を大きく下回る結果となりました。反復横跳びは、敏捷性をはかる種目となりますが、日常的に行う動きではなく、学校の体育の授業等で意識的に鍛えることで結果が現れてくる種目といえます。

学校の体育の時間に、コツコツと積み上げていけるような取組みが必要と考えております。

これらの結果に対する方策等といたしまして、小学校の課題は、男女とも意識調査の中で、「体育の授業は楽しいですか」という項目についての肯定的な回答結果が低いことが大きな課題と考えます。特に女子児童につきましては、資料のクロス集計を見ますと体力合計点が高い結果となっても意識調査で、「楽しくない」と回答している児童が存在しています。まずは児童が、「楽しい」と思える授業づくりを推進していきたいと考えています。

次に、中学校2年生の結果につきまして、男子は全国平均と比べ、0.9ポイント低い結果となり、女子は、0.3ポイント高い結果となりました。特に男児生徒の結果につきましては、持久走、50m走の体力T得点が、かなり高い結果となっております。

この結果については、運動系クラブに所属している率が高い結果とつながっているのではないかと考えております。男子生徒の運動系クラブの所属率は、全国平均が77.6パーセントであるのに比べ、島本町は、78.7パーセントと1.1ポイント高い結果となっております。日頃の練習の成果が表れていると考えております。

課題がある種目といたしましては、柔軟性をはかる「長座体前屈」、

跳躍能力をはかる「立ち幅跳び」が全国の平均値より約5ポイント程度低い結果となっております。今後の課題は、しなやかな体づくりを意識していくことが大切だと考えております。女子生徒の結果につきましては、全国平均よりも低い結果となった種目は、「長座体前屈」「シャトルラン」「50m走」「立ち幅跳び」の4種目となりますが、「50m走」の2.5ポイント低い結果以外は、どれもわずかに低い結果とはいえ、全体的に良好な結果でした。

女子生徒も運動系クラブの所属率は、全国平均が57.0パーセントであるのに比べ、島本町は64.8パーセントと7.8ポイント高い結果となっております。

中学校の課題といたしましては、1週間の総運動時間を保障していくことが大切だと考えています。委員会活動や行事の中で、運動を行える取組みを学校で実施するようにすすめたいと考えています。

また、小学校、中学校ともにいえることですが、学校現場の教師が、調査実施の際、児童生徒に対して、体力向上の大切さと本調査の趣旨をしっかりと説明し、種目ごとの正確な測定の実施を意識する必要があると考えています。

事務局として保護者や地域住民に対する説明責任を果たすため、結果概要についてホームページを通じて公表したいと考えています。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

現在の中学校2年生が小学校5年生だった時の調査との比較はありますか。傾向が同じであれば、現在の小学校5年生が中学校2年生になった際も今と同じような傾向になる可能性があるのでしょうか。

教育推進課参事

詳細な比較は行っていませんが、現在の中学校2年生が小学校5年生だった時の調査結果は平均並みでした。結果については年々ポイントが下がっている傾向が見られ、小学校5年生の体力の低下は問題であると思います。しかし、中学校になると全国的に体力は向上傾向にあるので、部活動の影響は大きいと考えられます。

委員

学校から、生徒に対して運動部への入部を勧めているのでしょうか。

教育推進課参事

小学生に対して、夏休み期間中に部活動体験を行うことで、部活動への意欲・関心を高めていると考えています。

委員 小学生の反復横跳びの結果が良くないとのことですが、今後どのようにして向上させるのでしょうか。

教育推進課参事 日々の授業の中で、反復横跳びを取り入れたり、その他の敏捷性を高めるための運動を取り入れたりすることを考えています。

次長兼教育推進課長 反復横跳びにつきましては、特殊な動きであることから、練習する必要があります。現在も体育の授業で、準備運動の中に敏捷性を高めるための運動を取り入れてはいますが、反復横跳びという種目になると、不慣れなためこのような結果につながっていると考えています。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第8号議案「平成28年度町立学童保育室の入室決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長 平成28年度の入室申請児童数は、本年1月28日現在において、332人と島本町立学童保育室設置条例第2条第2項で定める総定員220人を大きく超えている状況にあります。

つきましては、島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、児童1人あたりの居室面積基準を確保した上で、学童保育室の管理及び運営に支障のない範囲において、同条第3項に定めるところにより、来年度、総定員を超えて入室決定することの承認を求めるものです。

なお、定員の見直しにつきましては、先ほど第4号議案の島本町立学童保育室設置条例の一部改正の中でご説明したとおりであり、また、待機問題に関しては、第5号議案の補正予算の中でご説明したとおり、学童保育室の拡充を行うことで対応していきたいと考えています。

- 教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
 質問のある方は挙手願います。
- 委員 第四学童保育室については、来年度中にプレハブを増設予定とのことですが、それまでは待機児童が出てしまうということでしょうか。
- 子育て支援課長 その通りです。
 ただし、多くの待機児童が出ることになるので、他の学童保育室の利用などを検討していく必要があると考えています。
- 委員 まだ対応方法については決まっていないということでしょうか。
- 子育て支援課長 現在入室の審査中であるため、人数については多少の増減が出てくると考えられます。人数が確定し次第、具体的な対応方法を考えたいと思います。
- 委員 学童保育室には、支援学級の児童も通われているのでしょうか。また、条例第2条第3項中の、支障のない範囲とはどのような範囲でしょうか。
- 子育て支援課長 支障のない範囲につきましては、島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準内としています。
- 次長 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、児童一人につき1.65平方メートル以上と定めています。なお、島本町立学童保育室設置条例の一部改正により、現在の第2条第3項については削除することとなります。
 支援学級の児童については、実際に学童保育室に通っています。ただし、学童保育は就労保育であるため、支援学級の児童かどうかは入室に際し特に影響はありません。支援学級の児童がいる場合、指導員については加配するなどして、保育に関して配慮はしています。
- 委員 児童一人につき1.65平方メートル以上という基準は、支援学級児童もそうでない児童も同じ扱いでしょうか。
- 次長 児童一人につき1.65平方メートル以上という基準は、国で検討会を行っただけで示されたものです。国のガイドラインでは、特に支援学級の児童について別途基準を設けていないため、本町においても同様の取扱いとしています。
- 委員 基準を設けることは大切ですが、国の規準は最低ラインであり、町としてはもう少し余裕を持たせ、子育てのしやすいまちとしていただ

けるとありがたいと思います。

次長 基準につきましては、児童福祉法に基づいて定められていますが、同法には水準の向上を図ることに努めるものとするという記載もあることから、本町においても基準以上の保育室確保について努力しているところでは。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第1号報告「教育課程特例校の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 指定に至るまでの経過につきましては、平成27年7月27日に開催された第9回教育委員会定例会にて、平成28年度以降の英語教育の推進について、その充実を図るため、文部科学省の教育課程特例校制度を活用し、町立小学校及び町立中学校において特別の教育課程を編成することとして、文部科学省にその申請を行うことについてご可決いただきました。その後、平成27年8月19日に大阪府教育委員会を通じて、文部科学省に申請書を提出し、平成27年12月18日に文部科学省から指定通知がありました。

なお、指定の期間は、平成28年4月1日から平成32年3月末となっており、その間、学識研究者の指導を受けながら研究発表会を開催するなどして、英語教育の充実に努めてまいります。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑なし)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第2号報告「平成28年度町立幼稚園及び保育所の応募状況につい

て」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

最初に、平成28年度町立幼稚園に入園する園児の応募状況につきまして、第一幼稚園の4歳児は、定員102名に対して応募者60名、クラス数は2クラスです。また、5歳児は、定員105名に対して応募者57名、クラス数は2クラスです。第二幼稚園の4歳児は、定員102名に対して応募者34名、クラス数は1クラスです。また、5歳児は、定員105名に対して応募者56名、クラス数は2クラスです。第一幼稚園と第二幼稚園を合わせた応募者数は207名で充足率は50%となります。また、第一幼稚園における就労支援型幼稚園の応募者は、4歳児で2名、5歳児の応募者は1名です。

平成27年度の同時期と比較しますと、第一幼稚園の4歳児については4名増、5歳児については同数となっており、第二幼稚園の4歳児については17名減、5歳児については3名増となります。

国の定めた幼稚園設置基準においては、一学級の幼児数は、35人以下を原則としておりますが、本町では4歳児を34人以下、5歳児を35人以下としており、第二幼稚園の4歳児については、現時点で1クラス編制となります。しかしながら、基準限度の34名となっておりますことから今後の申込の状況により2クラスに変更となる可能性もあります。

次に保育所につきましては、平成27年12月14日から同18日まで、平成28年度の保育所入所申請の受付を行った結果、新規申請児童数は229人となり、継続児童数576人と合わせると平成28年度保育所入所希望者数は805人になります。昨年度については、高浜学園が3月に開園しておりますことから、79人が高浜学園に転園希望しており、その分を差し引いて比較いたしますと、昨年度が新規と継続を合して797人となりますので、8名の増加となります。

平成27年度は797人の入所希望者数に対して、年度末の入所見込数が708人で現在の待機が約50名となっており、28年度についても厳しい状況になる事が見込まれますが、今後も、小規模保育事業所の整備など保育所の過密・待機対策に努めてまいります。

次長

補足ですが、先ほどの説明のとおり、国の定めた幼稚園設置基準においては、一学級の幼児数は、35人以下を原則としておりますが、

本町では4歳児を34人以下としています。しかし、保護者等から34人以下でも二学級に分けていただきたいとの意見書及び署名146筆が、町長、教育長及び議長宛に提出されています。事務局といたしましては、本町の規準に従って運用していくこととします。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

委員 4歳児の学級数について、35人になると二学級に分かれるということでしょうか。また、その判断の期限はいつでしょうか。

次長 35人になれば二学級に分けます。現在のところ、第二幼稚園の4歳児については35人となる見込みです。幼稚園教諭確保等の調整が必要となることから、2月中旬までには判断したいと考えています。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第3号報告「平成28年(平成27年度)島本町成人祭の実施結果について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 新成人に成人としての自覚を新たにする啓発と、成人の門出を祝う目的で、新成人による成人祭実行委員10名が自主的に、企画・運営を検討し、成人祭を実施しました。

日時は平成28年1月11日午前10時から午前11時30分まででした。会場は島本町ふれあいセンター1階ケリヤホールでした。対象者253名のうち222名が参加し、参加率は87.7%でした。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑なし)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

お諮りします。

第4号報告・第5号報告・第9号議案及び第10号議案につきましては、人事案件でございますので、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(傍聴者・一部事務局職員退室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
第4号報告「いじめ対応の進捗状況について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 [いじめ対応の進捗状況について説明]

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。
(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。
この際、暫時休憩いたします。
(一部事務局職員退室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
第5号報告「懲戒免職処分取消請求事件に係る判決について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長 [懲戒免職処分取消請求事件に係る判決について説明]

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。
(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。
この際、暫時休憩いたします。
(一部事務局職員退室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
第9号議案「教職員(管理職)人事について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 [教職員(管理職)人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
質問のある方は挙手願います。
(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。
(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。
第10号議案「教育委員の辞職について」を議題とします。事務局
の説明を求めます。

部長 [教育委員の辞職について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
質問のある方は挙手願います。

(質疑応答非公開)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。
この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。
これをもちまして、平成28年第2回教育委員会定例会を閉会いた
します。